買取型用書式

確認日 平成 年 月 日

【フラット35】中古住宅(築年数10年以内)に関する確認書

(金融機関名)				
	御中	申込人(本人)	(氏名)	(実印)
		連帯債務者	(氏名)	(実印)

私 (連帯債務者を含みます。) は、貴金融機関あて平成 年 月 日に「フラット35 (買取型)」の借入申込みを行った住宅について、次のとおり確認

物件所在地		

<適合証明手続省略の対象住宅の確認表>

下表の該当する項目にチェックを入れてください。 1および2に該当する場合は、下表く技術基準事項の適合確認表>3から7までについて確認し、内容確認欄にチェックを入れてください。

	200	0 / 1	<u>o</u>			
番号	チェッ	ク欄		確認内容	確認方法	金融機関使用欄
1			築年数が10年以内の住宅である(※2)。		・検査済証、登記事項証明書等により確認(*)	
2				または②のいずれかに該当する。		
			1	新築時に所管行政庁から長期優良住宅の認定を受けている。 (中古住宅の「フラット35S(金利Aプラン)耐久性・可変性」 の基準に適合)	・所管行政庁が発行する長期優良住宅認定通知書等により確認(*)	
			2	压」() 松平に地口/	・新築時のフラット35の融資がフラット35(買取型)であった場合は、登記事項証明書により確認(*)・新築時のフラット35の融資がフラット35(保証型)であった場合は、売主に確認(注) に 売主に確認(注) (注)この確認書を利用して借入申込みができる金融機関は売主が新築時にフラット35(保証型)を利用した金融機関に限られます。また、融資の条件の確認に当たって、当該金融機関が売主が受けた融資に係る情報(融資物件に関するものに限ります。)を利用することについて、売主の同意を得てください。	

(*)確認した書類の写しも併せて金融機関へご提出ください。

<技術基準事項の適合確認表>

上表2の①に該当する場合は下表の「長期優良住宅」欄、②に該当する場合は下表の「フラット35利用住宅」欄に〇がある項目について確認し、内容確認欄に

	ナェックを	1111111111111111111111111111111111111	12000	0				
項目		長期優良	フラッ ト35	碎韧内突	確認内容		内容確認欄 (いずれかにチェック)	
目番号	PEDU-X I	住宅	利用 住宅	NE BUT 7 7 TO	確認方法	適合	不適合	使用欄
3	住宅の 床面積	0		・一戸建て住宅等 (※3) にあっては70㎡以上、 共同建て住宅 (※4) にあっては30㎡以上であること。	・登記事項証明書等により確認 (※5)			
4	併用住宅 の床面積	0		持用住宅(※๑) の場合のみ≫ E宅部分の床面積が非住宅部分の床面積以上であること。 E宅部分と非住宅部分が壁や建具で区画されていること。 併用住宅でない場合は右欄の「適合」にチェックを入れてください。				_
5	戸建型式等	0		共同建て住宅(※4)または重ね建て住宅(※4)の場合のみ》 耐火構造の住宅または準耐火構造の住宅であること。 5)共同建て住宅および重ね建て住宅でない場合は右欄の「適合」にチェックを入れてください。				_
6	接道	0		原則として、一般の交通の用に供する道に2m以上接していること(**7)。 ・ 確認済証・ ・ 企識済証・ ・ 企議済証・ ・ 直接、目で見て確認				-
7	増築・改築 の有無	0	0	・新築時から増築、改築が行われていないこと。 (注)増築、改築が行われていない場合は右欄の「適合」にチェックを入れてください。	登記事項証明書により確認			

- 「中古マンションらくらくフラット35」とは、住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることについて、住宅金融支援機構があらかじめ確認した中古マンションで、「適合証明省略に関する申出書」を取扱金融機関に提出することにより、適合証明手続を省略できます。対象となる中古マンションの検索および「適合証明省略に関する申出書」の印刷方法については、フラット35サイト (www.flat35.com) をご確認ください。
- **※** 2

- 確認済証(脈付図面を含みます。)またはそれに代わる図面等による確認も可能です。 併用住宅とは、住宅の一部に、店舗・事務所等の用途に使用する部分があり、内部で相互に行き来できる住宅のことをいいます(図2参照)。 新築当時に建築基準法に基づく建築確認を受けている住宅はこの基準に適合しています(図3参照)。なお、建築確認が不要な地域の場合は、2m以上の接道を

図1 戸建型式

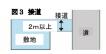












ご注意

上表7の内容確認欄が**不適合である場合には、適合証明機関による物件検査を受け、「適合証明書」を金融機関に提出する必要があります。** また、上表3から6までの内容確認欄のいずれかにおいて、**不適合が1つ以上ある場合には、融資の対象とはなりません。** ・上表7の内容確認欄が**不適合である場合には、適合証明機関による物件検査を受け**

(北南の東西に) (南)							
	□ 長	長期優良住宅であることを確認	\rightarrow	フラット35S(金利Aプラン)耐久性・可変性 適用			
		フラット35利用住宅であることを確認	\rightarrow	フラット35S(金利Bプラン)省エネルギー性 適用			

9993